

ストップ・リニア！訴訟 ニュース

第5号 2017年3月7日発行

発行 リニア新幹線沿線住民ネットワーク

ストップ・リニア！訴訟 第3回口頭弁論

2月24日(金)第3回口頭弁論の一連の行動に参加するために13時頃より東京地裁前に、原告・支援者が続々と集結してきました。そして13時20分から天野原告団事務局長の司会で集会が始まり、川村原告団長、関島弁護団共同代表の挨拶に続き、各支援団体の代表者から連帯の挨拶を受けました。



14時に傍聴券の抽選のために裁判所構内へ入りました。並んでいただいたのは152名でした。

抽選で当選した98名とあらかじめ選ばれた15名の原告団と弁護団が103号法廷に入りました。

裁判長が鋭い指摘！

14時30分に開廷し、裁判長から原告・被告双方から提出された書証の確認後、「工事実施計画の前に営業主体・建設主体の指示という段階と整備計画の決定という段階がありますが、それぞれの段階での判断が違法であれば、それが引き継がれ、最終的に工事実施計画の認可も取り消し事由になるという判断枠組みでいいですか？」と被告側に指摘されました

これに対して被告は「建設指示については、工事実施計画の認可とは別の処分となる。基本的には、違法性の継承は認められないと考える。ただちに工事実施計画の認可の違法にはならない。」と答え、裁判長は書面にまとめるように求めました。

その後、岡本浩明弁護士と和田悦子さんが「意見陳述」を行い、横山聡弁護士が「進行に関する意見」を陳述しました。

岡本弁護士の意見陳述抜粋

岐阜県の東濃地域には日本最大のウラン鉱床群が存在します。地域住民にとっては、このウラン鉱床から掘り出される残土に混入しているウランから放出される放射線による環境や人体に与える影響がもっとも心配なところ、これに対する参加人の対応は極めて不誠実でした。すなわち、参加人は、岐阜県知事から、ウラン鉱床やそのおそれがある場所を慎重に回避すること、ボーリング調査や現地調査を行って状況を詳細に把握すること、などを求められていました。にもかかわらず、参加人は環境影響評価書において、文献調査とヒヤリング調査しかしませんでした。そのうえで、ウラン鉱床は回避したので問題はないという環境影響評価しかなかったのです。

その後、原告らも参加する市民団体「リニアを考える岐阜県民ネットワーク」などが独自の放射線測定調査を行った。その上で参加人に対し、再三、調査の要請をしました。その結果、これを無視できなくなった参加人は、本件認可処分後の平成28年7月になって、「岐阜県内月吉鉱床北側約3Km区間における発生土等の管理示方書」を出しました。その示方書において、参加人もようやく「岐阜県内月吉鉱床北側約3Km区間においてウラン鉱床が生成されやすい地質を中央新幹線が通過する」ことを認めるに至りました。

ただ、当該示方書も、その適用範囲を3Km区間に限定するなど、極めて不十分なものです。なぜなら、原告らが独自に放射線測定を実施したところ、その3Kmの範囲外である御嵩町次月峠(品川から)245Km地点が高い数値を示したのです。このように、ウラン残土に関する参加人のこれまでの対応は不誠実というほかなく、またその対策も不十分というほかありません。

地域住民の不安が払拭されないまま、瑞浪市の南垣外の工事が始まっているという極めて許しがたい事態になっています。

和田悦子さんの意見陳述抜粋

私は岐阜県土岐市泉が丘町に居住しております。12年前に隣市、瑞浪市日吉町の古民家を手に入れました。

ところがその北西約 300 メートルの南垣外地区の地下に J R 東海のリニア中央新幹線と非常口が建設されるということを聞き、とても驚きました。自然を壊してまで、東京名古屋間を 40 分で走るそんな早い乗り物を作る価値がどこにあるのか私にはわかりません。

(記者会見の和田さん)



この地域は大小のウラン鉱床が点在しています。

「春日井リニアを問う会」が 2016 年 2 月と 3 月に、3 回にわたり東濃ウラン鉱床周辺の「放射線量調査」を行った結果、リニアルート品川から 245 キロ地点の御嵩町で非常に高い測定値が認められました。

私の古民家の近くにも宿洞ウラン鉱床がありますので、近辺の「放射線量」を測ってみました。地上から 1m の所で平均毎時 0.13~0.15 マイクロシーベルトもありました。日によって計測値は変わりますが、他地区よりも高い数値ですので、地下深く掘削すれば、放射線量の高いウラン残土が排出されるのではないかと危惧しております。

J R 東海はリニアの路線を設定するにあたって、「ウラン鉱床を回避した」と準備書には書いていました。しかし、それは J R 東海自身がウランの有無を調査したものによるのではなく、既存の文献を参考にし作り上げた路線計画であることがわかりました。

その文献は独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧動燃)のものであります。あるジャーナリストが

その日本原子力開発機構の職員にウランの有無を問いただしたところ「実際には掘ってみないことにはわからない」と答えたということです。私はその職員の言われた通りだと思います。文献上でウラン鉱床を回避したと言われても、実際にはウランを含んだ残土が出てくる危険があると思います。

東濃地区のリニア問題に取り組んでいる団体「リニアを考える岐阜県民ネットワーク」が、J R 東海に対して、2015 年 10 月と 2016 年 4 月に、岐阜県内のルート上のウランの存在を確かめるためのボーリング調査をするように要請しました。それに対して、J R 東海は「花崗岩による天然由来の放射能数値であり問題ない。」と回答をしました。

岐阜県は J R 東海に対して、「事業者として、独自でウラン鉱床の有無を調べる責任があるのではないか」との意見を出しました。それに対して J R 東海は、2016 年 7 月 25 日に、瑞浪市日吉町の 3 キロ区間付近で、僅か 11 本のボーリング調査を行ったと岐阜県に報告しています。

また、J R 東海の評価書において、「万一、放射線量が比較的高い掘削土が確認された場合は、掘削土を覆土することにより敷地境界線における放射線量を管理値以下に低減させるとともに、遮水シートなどを用いて雨水などの侵入を防止させることとします」としています。ビックリです。覆土や遮水シートを使うなど、そんな安易な方法しか対策をもっていないのでしょうか。ウランを掘削してしまえば、ラドンガスが発生します。ラドンガスは肺ガンを引き起こす一因になりうる事が確認されています。

自然を壊すことは、人間をも壊していくことにつながります。本当の豊かさは自然環境をどれだけ残していけるかであると私は思います。私達は未来を生きる子供たちのため、ブレーキをかけ、今後日本がどうあるべきかを真剣に考えなければいけない時が来ていると思います。この J R 東海の見切り発車ともいえるリニア中央新幹線工事を一度立ち止まっていたいただきたいと思います。意見をのべさせていただきました。

横山弁護士の進行に関する意見陳述抜粋

1 第3回期日における主張と意見陳述

本日の第3回期日においては、原告らは3通の書面を提出しました。

第1に原告適格の整理に関する書面ですが、原告目録A(リニア中央新幹線の路線との関係で物件被害を受ける可能性の高い原告)についての物件の詳細。特に立ち木トラストについての状況を明らかにしましたが、提訴時以降新たに立ち木トラストを取得した者等も判明したため、現時点での最新版をお出ししました。

また、原告目録B(各原告の住所からして、工事や運行供用による生活被害を受ける危険性の高い被告)についての路線との関係をできるだけ明らかにします。但し、本体の工事における発生土の処分地(仮置き場を含む)が参加人から明らかにされていないため、正確なものとはなりません。参加人は早急にこの点を明確にすべきです。異議申立に疑問のある原告については現在整理を進めており、整理でき次第処理を考えておりますが、次回以降になる予定です。

第2に、原告適格における全原告に共通な主張として「安全な運行の確保できる新幹線に乗る権利の侵害」と「南アルプスにおける自然を享受し、子孫にこれを伝える権利の侵害」について、総論的に主張します。

第3に、「岐阜県において生じる被害」について、自然環境の問題と岐阜に特有の「放射性物質含有発生土問題」についての主張です。これらについては、意見陳述のとおりで、参加人が極めて不適切な対応をしています。

2 証拠の割り振り

今回、原告適格との関連の証拠を「甲A号証」とし、原告番号を枝番にしてわかり易く作ったつもりです。

また、原告らが大きな争点の一つと考える「全幹法と鉄道事業法等」に関連する証拠は「甲B号証」としたいと思います。

次に、もう一つの大きな争点である環境影響評価法の関連ですが「甲C号証」以下で整理したいと思います。これについては、現在の訴状では、被害項目(水関係、騒音、振動、発生土問題など)で分類しているので、被害項目ごとに証拠を区分することを考えています。「3 今後の期日について」と「4 被告・参加人への追加書証提出の要望」は省略します。

意見陳述終了後、証拠書類提出についてのやり取りがありました。次回の4月は、山梨リニア実験線建設に伴う各種の被害を中心に意見陳述を行い、6月は長野県の問題の意見陳述と決まり、その後も愛知、静岡、東京と意見陳述が行われる予定で、追加の裁判期日が、9月8日、11月24日、1月19日と決まり、閉廷しました。

閉廷後の記者会見

その後、15時30分から裁判所の2階の記者クラブにて、記者会見が行われました。



会見には、和田さん、関島弁護士、岡本弁護士、川村原告団長、橋本原告団事務局次長が臨み、それぞれの立場から意見を述べられました。

川村原告団長の発言

今日は3回目ですけど、争点が明確になりつつあるという印象を受けました。

今日、裁判長が鉄道事業法の問題に切り込んでくれたので、良い方向に向かって行くのではないかと思います。些細なことですが大事な問題は、関島弁護士が言われた原告適格の問題に絡んで、残土処理のトラックのルート絡みで原告適格があるかないか、それが未だ不明確なまま着工になってしまった。逆に言うと杜撰な着工計画のままで始まってしまったという事を示しています。

裁判長が明らかにするように言ってくれたのは、私たちにとって大きな後押しになります。

JR東海・事業者は残土処理のトラックがどこをどう通って処理するのか、残土をどこに捨てるのかという事を早く明確にすべきだと考えています。

参議院議員会館にて報告集会

記者会見に参加した方々が到着した、16時10分頃から天野事務局長の司会で始まりました。



川村原告団長からは「3回続けて傍聴席を満席にすることができました。感覚としては徐々にリニアの問題点が明らかになりつつある。私たちは更にリニア問題を鋭く突いていく事が大切である。」という主旨の挨拶がありました。

関島弁護団共同代表からは「鉄道事業法に定める安全性を確保しなければ認可を受けられない。新幹線を建設するための全幹法を適用するのはおかしいという根本的な議論をしています。」「段々裁判の争点が、鉄道事業法違反、全幹法違反、環境影響評価法違反などについて、噛み合わせようとしてきている。」という主旨の挨拶がありました。

そして、今日意見陳述された和田さん、岡本弁護士横山弁護士から挨拶があり、その後、参加者からの多くの意見に対して、弁護団と原告団が答える形で質疑応答が行われました。



日本共産党からは本村伸子衆院議員と山添拓参議院議員が参加され力強い激励の挨拶を受けました。

公共事業改革市民会議、日本熊森協会、JR東海労組合、リニア市民を考える登山者の会、東京勤労者釣り団体連合会から連帯と激励の挨拶がありました。

最後に、交通政策研究者の橋山禮治郎さんから「リニア問題は、下から押し上げることと、上から圧縮することが重要である。」と述べられました。

原告弁護団の紹介

関島 保雄	関島法律事務所	東京
山下 潤	岩下法律事務所	長野
和泉 貴士	八王子合同法律事務所	東京
高木 輝雄	高木輝雄法律事務所	愛知
足立 悠	神楽坂キーストーン	東京
岡本 浩明	岐阜合同法律事務所	岐阜
中野 直樹	まちだ・さがみ総合	神奈川
徳田晃一朗	//	//
鈴木 剛	//	//
中島 嘉尚	あるびすの風法律事務所	長野
岩坂 康祐	川崎北合同法律事務所	神奈川
富山 幸恵	まちだ・さがみ総合	//
横山 聡	アルタイル法律事務所	東京
藤井 篤	//	//
渥美 雅康	金山総合法律事務所	愛知
松本 篤周	名古屋法律事務所	//
樽井 直樹	//	//
家田 大輔	野呂法律事務所	//
蒲生 路子	信州しらかば法律事務所	長野
金枝由香里	河嶋恒平法律事務所	//
渡邊 恭子	丘の上法律事務所	//
金枝真佐尋	あおぞら法律事務所	//
原田 彰好	しるべ総合法律事務所	愛知
藤川 誠二	藤川法律事務所	//
吉浦 勝正	弁護士法人名古屋E&J	//
大川 隆司	大川隆司法律事務所	神奈川
大森 典子	町田法律事務所	東京
小笠原忠彦	甲斐の杜法律事務所	山梨
阿部 浩基	静岡合同法律事務所	静岡
西ヶ谷知成	静岡第一法律事務所	//
関本 立美	関本立美法律事務所	山梨

※ 順不同、敬称を略させていただきました。

次回第4回口頭弁論は4月28日(金)14:30~
13:15から裁判所前にて集会 14:00抽選

今後の口頭弁論スケジュール

第4回 4月28日 第5回 6月23日
第6回 9月8日 第7回 11月24日
第8回 1月19日 (2018年)

※ いずれも、金曜日の14時30分~

※ 東京地方裁判所 第103号法廷

ストップ・リニア！訴訟のホームページ
<http://linearstop.wix.com/mysite>